

更新研修の受講間隔について

(1)平成31年3月31日まで下記①、②の研修の両方を修了している者【旧体系研修修了者】

- ①サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修
- ②相談支援従事者研修(初任者研修)又は(特別研修)

◆平成31年4月1日以降、初めて更新研修を受講修了した年度を起点として、翌年度から5年度ごとに1回受講することを繰り返す。

※令和5年度までに更新研修を修了しなかった場合、サービス管理責任者(以下、「サビ管」)・児童発達支援管理責任者(以下、「児発管」)として従事できません。令和6年度以降に実践研修を修了することにより、再度サビ管・児発管として配置可能となります。(この場合、実践研修受講のための実務経験は不要)

※初回の更新研修受講時には更新研修受講のための実務経験要件は問わない。

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
更新 研修 修了 起点	R2年度～R6年度の間更新研修を1回受講					R7年度～R11年度の間更新研修を1回受講					
R5年度までに更新研修を修了せず					×	実践 研修 修了 起点	R8年度～R12年度の間更新研修を1回受講				

(2)令和元年度以降サビ管・児発管となった者【新体系研修修了者】

◆実践研修修了者となった年度を起点として、翌年度から5年度ごとに1回受講することを繰り返す。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
実践 研修 修了 起点	R4年度～R8年度の間更新研修を1回受講					R9年度～R13年度の間更新研修を1回受講					

更新研修の受講には、次の①又は②の要件を満たすことが必要です。

- ①現に、サビ管、児発管、管理者若しくは相談支援専門員として従事している
- ②更新研修受講開始前5年間に於いて、サビ管、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事している